

札幌市職員の懲戒処分について

下記の事案につきまして、関係職員の懲戒処分を行いました。

1 事案の概要

被処分者は、2025 年 1 月 20 日（月）23 時 40 分ごろ、地下鉄東豊線美園駅構内において、スマートフォンを使用して、被害女性のスカート内を撮影したことで、同日 23 時 45 分に駆け付けた豊平警察署の警察官に性的姿態等撮影処罰法違反の疑いで現行犯逮捕された。

また、札幌市による事情聴取において、同様の盗撮行為を 2024 年 7 月、10 月、11 月に計 3 回繰り返していたことを認めた。

このような行為は、信用失墜行為の禁止を定める地方公務員法第 33 条の規定に違反するとともに、全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当する。

2 処分日

2025 年 2 月 17 日（月）

3 被処分者および処分内容等

白石区 一般職 男性 20 歳代 停職 6 月（処分同日付で依願退職）